



の健康長寿県構想

県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるために



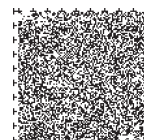
第2期高知県地域福祉支援計画

～ 県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現 ～

第4章

地域福祉アクションプランの推進

- 1. 地域福祉計画と
地域福祉活動計画の一体的な推進・・・ P74
- 2. 地域福祉アクションプランの基本事項・・・ P76
- 3. 地域福祉アクションプランの
推進に当たっての大切な視点・・・・・・・・ P79



第4章

地域福祉アクションプランの推進

ここでは、市町村が策定する地域福祉計画と、市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の推進の経過や基本事項、大切な視点について示します。

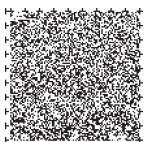
1. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進

- 本県では、人口減少や高齢化の進行、多様化する生活課題等への対応に向け地域福祉を推進するために、高知県社会福祉協議会と連携し、地域福祉アクションプランの策定を推進してきました。

地域福祉アクションプランとは

■市町村が社会福祉法第 107 条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした、地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画」とを一体的に策定したものを言います。

- 取組の結果、高知県地域福祉支援計画を策定した平成 22 年度は、地域福祉計画を策定済みの市町村は6市町村でしたが、25 年度末には県内の全ての市町村で策定が完了しました。
- 一方、地域福祉活動計画については、平成 22 年度には策定済みの市町村社会福祉協議会は7箇所でしたが、平成 26 年度に再法人化した梶原町社会福祉協議会を除くと、25 年度末には全ての市町村社会福祉協議会で策定済みとなりました。
- 従って、平成 27 年度末には、33 市町村で、地域福祉アクションプランにより地域福祉を推進する基盤が整っています。
- 平成 25 年度から 26 年度の 2 年間、地域福祉アクションプランの具体的な実践として、官民一体となって地域の課題に対応していく「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」を行い、(1) 住民同士がつながり、地域コミュニティの活動の活性化、(2) 地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を推進しました。取組の結果、全ての市町村で、(1) 地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組が行われ、(2) ネットワーク会議等が設置されましたが、小地域見守りネットワーク会議等の活動が活発でない市町村も見られるなど、市町村によって取組に温度差があります。
- 加えて、貧困や虐待など複雑・多様化する地域課題や、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度など新たに施行・見直しされた制度などへの対応が求められており、市町村と市町村社会福祉協議会との連携体制を一層強化し、地域福祉アクションプランに基づく実践を通じて地域福祉を推進していくことが、ますます重要になっています。



- 地域福祉アクションプランの推進においては、市町村や市町村社会福祉協議会、民間団体等、官民一体となり、住民が地域の情報を共有し活動しやすい範囲（小地域ごと）で地域福祉の取組が着実に実施されるよう、推進体制を明確にすることが重要です。
- 県では、高知県社会福祉協議会と連携し、各市町村での地域福祉アクションプランの実践に向け、情報提供や助言、研修会等の支援を継続していきます。

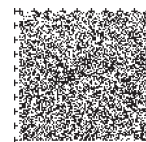
地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定状況

	H22年度 までに策定	H23年度 新規策定	H24年度 新規策定	H25年度 新規策定
地域福祉計画 (市町村)	室戸市、須崎市、 土佐清水市、 四万十市、 佐川町、梶原町 ＜6市町＞	安芸市、南国市、宿毛市、 安田町、北川村、馬路村、 芸西村、本山町、大豊町、 土佐町、大川村、いの町、 中土佐町、日高村、 津野町、大月町、三原村、 黒潮町 ＜18市町村＞	高知市、土佐市、 香美市、香南市、 東洋町、奈半利町、 越知町、四万十町 ＜8市町＞	田野町、 仁淀川町 ＜2町＞
地域福祉活動計画 (市町村社会福祉 協議会)	室戸市、須崎市、 宿毛市、四万十市、 土佐清水市、本山町、 土佐町、佐川町、 日高村、しまんと町 ＜10市町村社協＞	安芸市、南国市、安田町、 北川村、馬路村、芸西村、 大豊町、大川村、いの町、 中土佐町、津野町、 大月町、三原村、黒潮町 ＜14市町村社協＞	高知市、香南市、 香美市、土佐市、 東洋町、奈半利町、 仁淀川町、越知町 ＜8市町村社協＞	田野町 ＜1町社協＞

※梶原町社会福祉協議会については、平成28年度に策定予定。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の改定予定（平成28年度～31年度）

	H28	H29	H30	H31
地域福祉 計画 (市町村)	室戸市、安芸市、南国市、 宿毛市、土佐清水市、 安田町、北川村、馬路村、 芸西村、大豊町、土佐町、 いの町、中土佐町、梶原町、 日高村、津野町、大月町、 三原村、黒潮町 ＜19市町村＞	土佐市、香南市、香美市、 東洋町、奈半利町、 本山町、大川村、 仁淀川町、佐川町、 越知町、四万十町 ＜11市町村＞	高知市、須崎市、 田野町 ＜3市町＞	四万十市 ＜1市＞
地域福祉 活動計画 (市町村社会 福祉協議会)	室戸市、安芸市、南国市、 宿毛市、土佐清水市、 安田町、北川村、馬路村、 芸西村、大豊町、いの町、 中土佐町、日高村、津野町、 大月町、三原村、黒潮町 ＜17市町村社協＞	土佐市、香南市、香美市、 東洋町、奈半利町、 本山町、大川村、 仁淀川町、佐川町、 越知町、しまんと町 ＜11市町村社協＞	高知市、須崎市、 田野町 ＜3市町村社協＞	四万十市、 土佐町 ＜2市町村社協＞



2. 地域福祉アクションプランの基本事項

(1) 地域福祉計画（市町村）の基本事項

地域福祉計画とは、市町村が地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策などを明らかにする、社会福祉法第107条に基づく計画です。

平成14年4月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知（社援発第0401004号「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」）により、地域福祉計画に盛り込むべき事項などが示されました。

加えて、平成19年8月10日付けの同局長通知（社援発第0810001号「市町村地域福祉計画の策定について」）により、要援護者の支援方策を盛り込むことが示され、また、平成26年3月27日付けの同局長通知（社援発第0327第13号「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」）により、生活困窮者自立支援方策を盛り込むことが示されています。

■計画に盛り込む内容

●法定又は国の指針により計画に盛り込む事項

①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（例えば・・・）

- ・福祉サービスを必要とする者への情報提供や相談支援体制の整備
 - ・福祉サービスを利用しようとする者が必要な福祉サービスを選択できる情報提供などの体制整備
 - ・支援を必要とする者が必要な福祉サービスを利用するためのネットワークや連携体制の整備
 - ・福祉サービス提供に従事する者が専門性や資質の向上を図るための体制整備
 - ・福祉サービス利用者の権利擁護や苦情を解決するための体制の整備
 - ・社会的に支援を必要とする者への対応
- など

②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

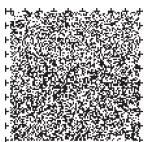
（例えば・・・）

- ・地域の課題とニーズを把握したうえで、福祉制度サービスと地域の支え合い活動などの連携
 - ・地域で支援を必要とする者への福祉、保健、医療などの分野が連携したサービスの提供
 - ・地域の支え合い活動や保健、医療などの分野と連携した取組の推進
 - ・支え合いの拠点となる「あったかられあいセンター」などの役割
- など

③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（例えば・・・）

- ・地域住民や地域の団体などが地域福祉の推進への主体的な参加の促進
 - ・地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援や連携
 - ・地域福祉を推進する人材の確保や育成
 - ・拠点確保の支援策
- など



●国の通知により計画に盛り込む事項

①要配慮者^(※)への支援方策に関する事項

(例えば・・・)

- ・要配慮者の情報把握と共有及び支援や体制づくり など

②生活困窮者自立支援方策に関する事項

(例えば・・・)

- ・生活困窮者の把握や自立支援に関する事項 など

※ 平成19年8月10日付けの国通知では、「要配慮者」ではなく「要援護者」とされていますが、ここでは「要配慮者」という現行の表現に修正しています。

(2) 地域福祉活動計画（市町村社会福祉協議会）の基本事項

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などに呼びかけて、相互に協力して策定する、福祉課題の解決に取り組むための民間の活動・行動計画です。

地域福祉の推進を目的として組織された市町村社会福祉協議会にとって、地域福祉を推進するための活動方針や活動の役割を示した大変重要な計画になります。

■計画に盛り込む内容

●計画に盛り込む事項

① 地域福祉への住民の参加促進

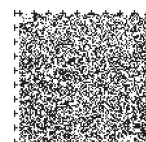
(例えば・・・)

- ・ボランティア活動・NPOなどへの参加促進
- ・見守り活動など地域での支え合い活動の推進
- ・地域福祉活動やボランティアプログラムの開発 など

② 地域の福祉課題の解決と福祉サービスの開発

(例えば・・・)

- ・住民が気軽に集まれる場、相談支援のための拠点の整備
- ・住民や地域の福祉課題を把握し、必要な支援（福祉サービス）を実施するための仕組みづくり
- ・地域福祉のネットワークづくり など



(3) 高知型福祉を進めていくための取組

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現を目指し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に、次の内容を盛り込んでいただき、計画に基づく実践活動を推進していくことが重要です。

●計画に盛り込んでいただきたい事項

①あったかふれあいセンターの機能強化

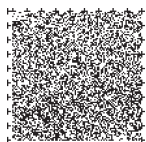
- ・ 誰もが利用できる「集う」機能を基本に、住民の交流や創作活動、高齢者の介護予防・生活支援サービス、障害者の日中活動支援、集いの場への送迎サービスや子育て支援など、地域ニーズに応じたサービスの提供。
- ・ 相談対応、訪問などの見守りネットワーク活動を通じた地域ニーズの把握の推進。
- ・ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現のため、介護予防プログラムの提供や認知症カフェの設置、高齢者の社会参加の促進や、生活困窮者自立支援制度との連携など、地域ニーズに即した機能の充実・強化に向けた取組。

②災害時要配慮者の避難支援対策

- ・ 南海トラフ地震などに対する防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な取組により、災害に強い地域づくりを推進。

③生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり

- ・ 生活困窮者など、地域の支援が必要な人の早期発見、早期対応するための見守り支援ネットワークづくり。

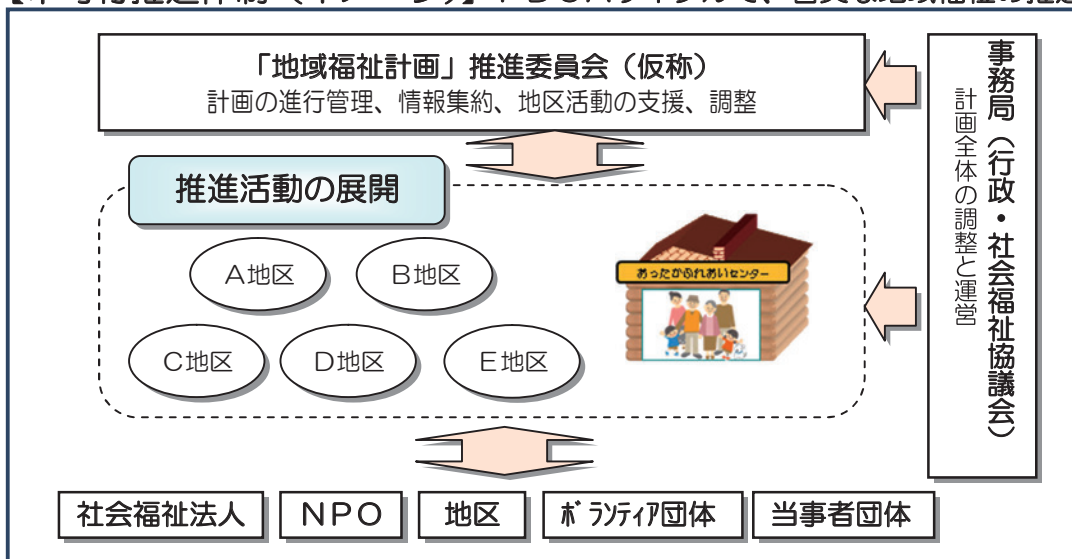


3. 地域福祉アクションプランの推進に当たっての大切な視点

(1) 市町村の推進体制の充実

小地域ごとの実践が着実に進められるよう、市町村や社会福祉協議会、地域住民、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体などがそれぞれの役割を明確にし、推進体制の整備・充実を図ることが大切です。

【市町村推進体制（イメージ）】PDCAサイクルで、着実な地域福祉の推進



地域での実践活動

それぞれの地区（小地域）で課題解決のための実行計画を作り、実行しましょう。

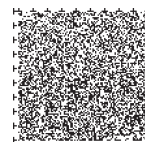
地区協議会【イメージ】

計画の進行管理、情報集約、活動の支援、調整

推進活動の展開

- 例)
- ・ あったかふれあいセンターを活用した支え合いやサービス展開
 - ・ 地域での高齢者や障害者、子どもの見守り活動
 - ・ 災害時要配慮者の把握
- など

行政 地域住民 社会福祉法人 NPO ボランティア団体 当事者団体



(2) PDCAサイクルによる見直し・改定

- 時間の経過とともに状況の変わる地域特有の課題や、生活困窮者自立支援制度の施行・介護保険制度の改正等といった、地域福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、地域福祉アクションプランを実効性のある計画にするためには、進行管理等を含む評価体制を明確にしたうえで、計画の進捗状況を定期的に点検し、必要に応じて見直しをするなど、PDCAサイクルの体制づくりが必要です。
- 平成27年10月1日現在、進捗状況を点検するための会を実施している市町村は、16市町村（うち地域福祉アクションプランの評価組織がある市町村は13市町村）となっています。
- また、地域福祉アクションプランは、計画期間を5年間としている市町村が多く、平成28年度及び29年度の2年間で改定を迎える市町村が30市町村と、全体の88.2%を占めています。
- 県では、各市町村の地域福祉アクションプランがPDCAサイクルを通じた進捗管理により着実に見直しが行われ、地域の実情に応じた計画へと改定されるよう、高知県社会福祉協議会と連携し、市町村及び市町村社会福祉協議会とともに取組を進めていきます。

